

最近の児童虐待法制の動きについて

弁護士 中 村 善 彦

第1 児童福祉法の平成29年改正（平成30年4月施行）

1 内容

○28条審判における「保護者指導」の拡大

- ・ここでの「保護者指導」とは、家庭裁判所が児童相談所に対し，保護者に対して指導措置を採るべきと勧告することを指す。

裁判所が直接保護者に指導するものではない。

- ・今回、これを行うことのできる場面が広がった
- ・いまのところ実績について情報なし

○親権者等の意に反して2か月を超えて一時保護を継続することについて司法審査

- ・一時保護の期間は「2か月を超えてはならない」（33条3項）が，児童相談所長は「必要があると認めるときは，引き続き…一時保護を行うことができる」（同条4項）とされている。
- ・今般，2か月を超えて延長することが親権者等の意に反するときには，「家庭裁判所の承認を得なければならない」と改正された。

○接近禁止命令の範囲拡大

第2 最近の動きから

1 死亡事例の発生（市の検証報告書に基づく検討）

2 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（7月20日，関係閣僚会議）

- ・ケース移管の場合の引継ぎルールを全国共通化
- ・安全確認の強化
- ・児相と警察の情報共有の強化

※ 資料1【児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策のポイント】を参照

3 児相から市町村への指導委託，事案送致（いずれも平成28年児童福祉法改正）

（1）指導委託（※施行日施行）

…児福法26条・27条に通所・在宅指導を明記し，かつ，指導委託先に市町村を追加
（趣旨：厚労省資料より抜粋）

児童相談所が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは，施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっているが，その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態がある。

その意味において、市町村が、身近な場所で、児童や保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止することが重要である。

このため、市町村を中心とした在宅支援を強化することとし、その一環として、児童相談所による指導措置について、市町村に委託して指導させることができることとする。これにより、在宅ケースについて、児童や保護者の置かれた状況に応じ、児童相談所の責任の下で、市町村による養育支援等を受けるよう指導する措置を行うことが可能となる。

（２）事案送致（平成 29 年 4 月 1 日施行）

…児福法 26 条 1 項 3 号を新設し、児相による対応の必要がないと思われるケースについて市町村に送致することができることとした

（趣旨：児童相談所運営指針より）

児童虐待相談対応件数が増加し続けている中で、虐待事案の軽重と対応する機関にミスマッチが生じ、適切な対応に遅れが生じることがないように、児童相談所は、面接や調査等によるアセスメントによって、子どもの安全に関する緊急性がないという判断がなされた場合に、子ども及び妊産婦の福祉に関し、…（中略）その他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行う事を要すると認める者は、市町村に送致することができることとされた。

ただし、当該送致に当たっては、市町村との十分な協議を行った上でなされる必要があり、児童相談所と市町村の相互の合意形成がなされていない状況での送致は行わないこと。なお、児童相談所と市町村の役割と機能を理解・尊重した上で、あらかじめ役割分担を明確化し、効果的な指導・支援の実施やケースの対応漏れの防止を図るため、緊急度の判断を共有するための「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」（平成 29 年 3 月 31 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を活用することが望ましい。

【参考条文】

児童福祉法

第 26 条 児童相談所長は、第 25 条第 1 項の規定による通告を受けた児童、第 25 条の 7 第 1 項第 1 号若しくは第 2 項第 1 号、前条第 1 号又は少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 6 条の 6 第 1 項若しくは第 18 条第 1 項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告すること。

二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 18 項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第 1 項第 2 号及び第 34 条の 7 において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに委託して指導させること。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、情報を提供すること、相談（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）に応ずること、調査及び指導（医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要と

する場合を除く。）を行うことその他の支援（専門的な知識及び技術を必要とするものを除く。）を行うことを要すると認める者（次条の措置を要すると認める者を除く。）は、これを市町村に送致すること。

（以下略）

第 27 条 都道府県は、前条第 1 項第 1 号の規定による報告又は少年法第 18 条第 2 項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 児童又はその保護者に訓戒を加え、又は誓約書を提出させること。
- 二 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくは事務所に通わせ当該事業所若しくは事務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う障害者等相談支援事業に係る職員に指導させ、又は市町村、当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の障害者等相談支援事業を行う者若しくは前条第 1 項第 2 号に規定する厚生労働省令で定める者に委託して指導させること。
- 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。
- 四 家庭裁判所の審判に付することが適当であると認める児童は、これを家庭裁判所に送致すること。

（以下略）